

水生生物の保全に関する項目について

1 環境基準について

- 水生生物の保全に関する項目は、環境基本法上の環境基準（生活環境項目）として設定され、水質による水生生物への影響を未然に防止する観点から維持することが望ましい水準として設定された。

2 対象項目について

- 水生生物の保全に関する項目は、全亜鉛の1項目であり、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて選定された。
- 環境基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準を定めることとし、全亜鉛の濃度の年間平均値として定められた。

3 亜鉛について

ア 亜鉛の物質特性等について

- 亜鉛は、環境中では、河川湖沼、海や川底の泥などから広く検出され、鉄、鋼のめっき、伸銅品、亜鉛合金ダイカスト、写真製版用亜鉛版、乾電池用亜鉛板の製造等に用いられている。
- 亜鉛の過剰な摂取は、必須元素の一つである銅の吸収を妨げるとされており、国においては、亜鉛の水生生物への影響について、短期間で生存、遊泳、増殖、成長等に阻害をもたらす急性的な影響、水生生物の成熟・繁殖（増殖を含む。）あるいは胚・稚仔に対する生存・成長等に阻害を及ぼす慢性的な影響について検討が行われた。

イ 亜鉛含有量に係る排水規制について

- 工場等からの亜鉛含有量の排水については、水質汚濁防止法において、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場を対象に、全国一律の排水基準が定められており、大阪府では、上乘せ条例や生活環境保全条例により日平均排水量が30m³以上の特定事業場及び届出事業場を対象に法排水基準を適用している。

- 平成15年11月に水生生物保全の観点から全亜鉛についての環境基準が設定されたことを受け、平成18年11月に水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量に係る排水基準が5mg/Lから2mg/Lに強化された（平成19年6月全面適用）。
- 府においても、上乘せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準を平成20年3月に改正、一律基準を2mg/Lに強化した。
- 府域における法・条例対象事業場数は、約5,150事業場（平成18年度末）である。（淀川水系：460、神崎川水系：660、寝屋川水系：1,430、大阪市内河川：20、大和川水系：770、泉州諸河川：1,830）

4 国等における類型の当てはめ状況と動向

- 国における類型当てはめ状況を以下に示す。平成18年度に大和川等4水域に類型当てはめがなされて以降、順次検討がなされており、淀川、神崎川、猪名川については、現在、審議中である。

中環審審議結果	対象水域	備考
第1次答申(H18.4)	北上川、大和川等4水域	H18.6.30告示
第2次答申(H20.6)	利根川、荒川水系(当該水域に係る人工湖)及び東京湾の13水域	告示準備中
第3次(審議中)	相模川、富士川、天竜川、木曾川、揖斐川、長良川、淀川、神崎川、猪名川、木津川(その他それぞれ河川に係る自然湖及び人工湖を含む)10河川	

- 全国の類型当てはめ状況について、資料5-2に示す。国による当てはめのほか、福島県及び茨城県において当てはめがなされている。